

◎佐賀県条例第13号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部を改正する条例

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成26年佐賀県条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第2項に規定する大麻</u> (2) 略 (3) <u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬</u> (4)～(7) 略 (知事指定薬物の指定) 第10条 知事は、<u>第2条第7号に掲げる薬物のうち、人の健康に被害が生ずると認められるものであって、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものを知事指定薬物として指定することができる。</u> 2～4 略 (知事指定薬物の指定の失効) 第11条 前条第1項の規定による指定は、<u>知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</u> 2・3 略 (知事監視製品の指定)	(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) 略 (2) <u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号に規定する麻薬（同条第2項の規定により麻薬とみなされる物を含む。）、同条第1項第4号に規定する麻薬原料植物及び同項第6号に規定する向精神薬</u> (3)～(6) 略 (知事指定薬物の指定) 第10条 知事は、<u>第2条第6号に掲げる薬物のうち、人の健康に被害が生ずると認められるものであって、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものを知事指定薬物として指定することができる。</u> 2～4 略 (知事指定薬物の指定の失効) 第11条 前条第1項の規定による指定は、<u>知事指定薬物が第2条第1号から第5号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</u> 2・3 略 (知事監視製品の指定)

改正前	改正後
第13条 知事は、<u>第2条第7号</u>に掲げる薬物のうち、その名称、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを知事監視製品として指定することができる。 2・3 略 (知事監視製品の指定の失効) 第14条 前条第1項の規定による指定は、知事監視製品が第2条第1号から<u>第6号</u>までに掲げる薬物又は第10条第1項の知事指定薬物を含有することが判明したときは、その効力を失うものとする。 2・3 略 第21条 第2条第7号に規定する薬物の危険性に関する事項を調査審議させるため、佐賀県薬物検討審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2～6 略	第13条 知事は、<u>第2条第6号</u>に掲げる薬物のうち、その名称、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを知事監視製品として指定することができる。 2・3 略 (知事監視製品の指定の失効) 第14条 前条第1項の規定による指定は、知事監視製品が第2条第1号から<u>第5号</u>までに掲げる薬物又は第10条第1項の知事指定薬物を含有することが判明したときは、その効力を失うものとする。 2・3 略 第21条 第2条第6号に規定する薬物の危険性に関する事項を調査審議させるため、佐賀県薬物検討審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2～6 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。